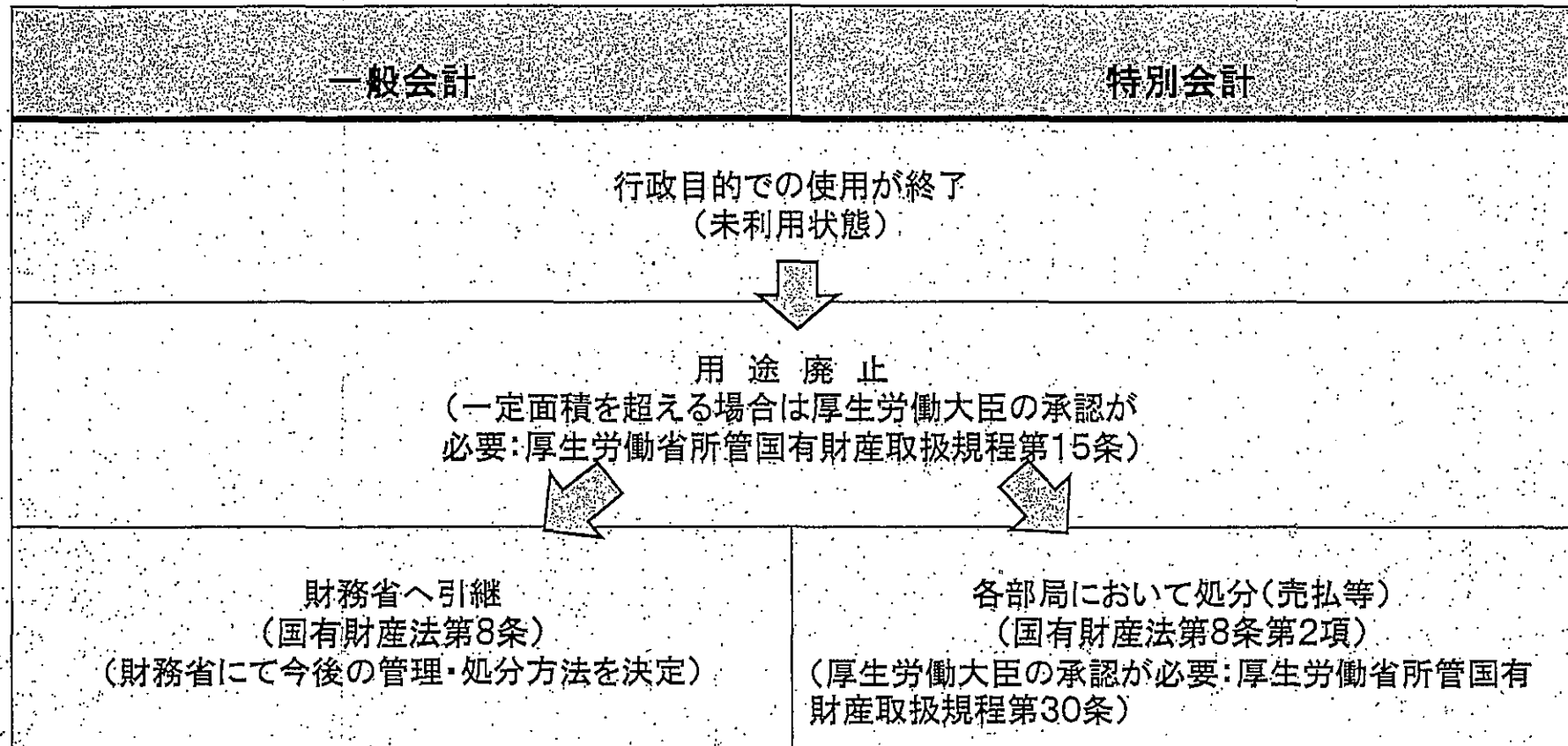


## 第2回遊休資産売却に関する省内PT資料

# 遊休資産売却のスキーム



※ 当PTにおける遊休資産とは、未利用国有地(現在利用していない土地)をいう。

# 調査方法

厚生労働省所管国有財産(一般会計・特別会計)について、以下の調査を実施。

- ①現在、庁舎・宿舎として使用しているか否か
- ②処理予定時期はいつか
- ③平成22年度内に処理ができない場合は、その理由

当PTにおける処理とは、以下の状態をいう。

- ・一般会計については「用途廃止を行い、財務省に引継ぎが可能になった状態」
  - ・特別会計については「用途廃止を行い、入札等売払処分手続き等が可能になった状態」
- 但し、特別会計は売払等が完了するまでフォローアップすることとする。

# 遊休資産の実態(一般会計)

(施設数、台帳価格は平成22年9月時点)

厚生労働省所管一般会計財産

施設数:371カ所 台帳価格:約2,504億円

うち遊休資産対象財産

施設数: 49カ所 台帳価格:約 49億円

※当PTでは、未利用国有地のみ遊休資産として処理を進めるが、代替施設の確保等、諸条件が整うことにより、処分することが可能となった財産についても、順次処理していくこととする。

## 一般会計遊休資産対象財産処理計画(年度別)

区分	平成22年度処理予定		平成23年度 処理予定	小 計	平成24年度以降 処理予定	合 計
	うち12月までに 処理予定	うち年度末までに 処理予定				
施設数	2	20	15	37	12	49
台帳価格 (億円)	0.1	6	7	13	35	49

# 遊休資産の実態(特別会計)

(施設数、台帳価格は平成22年9月時点)

厚生労働省所管特別会計財産(労働保険・年金)

施設数:1399カ所 台帳価格:約1,293億円

うち遊休資産対象財産

施設数:699カ所 台帳価格:約183億円

※当PTでは、未利用国有地のみ遊休資産として処理を進めるが、現在利用中の財産(行政財産)についても、処分することが可能となったものは、普通財産として順次処理していくこととする。

## 特別会計遊休資産対象財産処理計画(年度別)

区分	既に入札を行っているが不落の施設 (※)	平成22年度処理予定		平成23年度 処理予定	小計	平成24年度 以降処理予定	計
		うち12月まで に処理予定	うち年度末 までに処理予定				
施設数	48	87	244	244	623	76	699
台帳価格 (億円)	4	12	42	79	137	47	183

※ 接道状況が悪い等の理由で需要が見込めず、応札者がいないため等。

# 参考(行政刷新会議での評価者のコメント)

事業仕分け 第3弾(平成22年10～11月)における評価者のコメント(評価シートに記載された特記事項)抜粋

【平成22年10月27日 労働保険特別会計】

- この特別会計を原資として取得した不要資産(不動産)を一部売却すべき。また独立行政法人への支出分は一般会計に統合すべき。

【平成22年10月28日 年金特別会計】

- 宿舎等不要有形固定資産は売却すべき。
- 遊休不動産の早期売却。